

規格・基準等の事前意図公告

[貿易の技術的障害に関する協定 5.6.1 に基づく公告です。]

道路運送車両法の一部改正について

下記のとおり、道路運送車両法の一部を改正する予定ですので、お知らせします。
ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 道路運送車両法の一部改正
2. 対 象 品 目 自動車、部品及び付属品(関税番号 87.01、87.02、87.03、87.04、87.05、87.06、87.07、87.08、87.11、87.14 及び 87.16)
3. 趣旨及び目的 型式指定を取り消す要件に、不正の手段により指定を受けた場合を追加する。
4. 施行予定日 2017 年春
5. 意見提出先 国土交通省自動車局審査・リコール課
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (〒100-8918)
電話 03-5253-8111 : 内線 42198 (審査・リコール課)
FAX 03-5253-1640 (審査・リコール課)
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後